

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第4号 小坂町簡易水道事業を小坂町水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

議案第4号 小坂町簡易水道事業を小坂町水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

小坂町簡易水道事業を廃止し、小坂町水道事業に統合するというものであります。

議案可決の理由であります。

本議案は、国の指導により、町全体を一つの事業体とみなし、今後は地方公営企業法に基づいた水道事業に統合することにより、中長期的な計画と経営基盤の強化を図るというものであります。本案は妥当なものであります。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

以上です。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第4号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は委員長の報告どおり可決されました。

◎議案第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第6号 平成29年度小坂町一般会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第6号 平成29年度小坂町一般会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億800万円である。

歳入の主なものは、町税6億831万4,000円、地方交付税17億円、国庫支出金2億6,886万4,000円、県支出金2億972万3,000円、町債3億5,000万円である。

なお、歳入における町税の占める構成比率は15.2%（前年度17.3%）となり、前年度7億656万9,000円に比べ、額においては9,825万5,000円、13.9%の減となっている。

さらに、歳入を性質別に見ると、自主財源は12億9,061万円で、歳入で占める構成比率は32.2%（前年度は13億4,726万4,000円、33%）となり、前年度に比べ0.8%の減となっている。

歳出の主なものは、総務費4億9,688万3,000円、民生費9億5,002万円、衛生費3億8,190万1,000円、土木費5億3,726万4,000円、教育費4億6,294万3,000円、公債費5億3,878万6,000円である。

歳出において大きい構成比率を占めるものは民生費23.7%で、前年度比2,333万8,000円（2.4%）減、総務費12.4%、前年度比2,714万2,000円（5.2%）の減、土木費13.4%で、前年度比1億6,023万4,000円（23%）減、公債費13.4%で前年度比9,695万1,000円（21.9%）の増、衛生費9.5%で、前年度比5,182万円（11.9%）の減となっている。

消費的経費は23億9,584万7,000円で、予算額に占める割合は59.8%となり、前年度に比べ0.9%の減となっている。

内容の主なものは、人件費6億7,515万5,000円、前年度比5.8%の増、物件費6億1,085万7,000円、前年度比5.8%の減、補助費等6億2,304万8,000円、前年度比8.3%の減となっている。

投資的経費については5億2,548万3,000円で、予算額に占める割合は13.1%となり、前年度に比べ12.1%の減となっている。

内容の主なものは、民生費においてはあかしの郷建設費償還金1,186万7,000円、商工費においては産業振興促進条例に係る施設整備費補助と起業支援補助合わせて1,100万円、土木費においては永楽町地区流雪溝設置2,602万4,000円、橋梁長寿命化4,206万5,000円、町道牛馬長根1号線外舗装補修1,579万8,000円、町道上向1号線道路改良1,790万3,000円、定住促進住宅建設1億6,664万8,000円、教育費においては交流センター駐車場整備1億1,160万4,000円、交流センター改修3,486万9,000円である。

その他の経費は10億8,667万円で、予算額の27.1%を占めており、前年度に比べ1.4%の増となっている。

内容の主なものは、公債費5億3,878万6,000円、小坂町中小企業振興資金預託金5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金6,093万7,000円、後期高齢者医療広域連合負担金9,090万4,000円、介護保険特別会計保険事業勘定繰出金1億1,047万4,000円、サービス事業勘定繰

出金256万2,000円、下水道事業特別会計繰出金1億1,561万6,000円などとなっている。

町債については、町道整備や定住促進住宅整備事業等3億5,000万円、前年度4億1,650万円を計画している。なお、地方債の平成29年度末における現在高は、50億3,803万2,000円となる見込みである。

一時借入金の借り入れ最高額は4億円と定めている。

予算案議決の結果。

平成29年度一般会計当初予算を慎重な審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はなかった。

なお、予算審議に当たっては、あらゆる角度から慎重に審議を行い、各般にわたる意見要望を述べたところである。

予算執行に当たって、これら議会の意見要望を最大限に尊重し、最少の経費で最大の効果を目指し、特に下記の事項に最善の努力を図られるよう要請するものである。

記

1、地域おこし協力隊は町を売り込むための貴重な戦力になると考えられることから、強力な取り組みを図ること。

2、和井内地区の整備計画は、完成の目途を明確にして進めること。また、インバウンドは既に始まっており、案内看板の設置には早急に取り組むこと。

3、議会は年2回、直接町民との意見交換を行っている。行政側においても町民との対話の場を早急に設けること。

4、小坂鉄道レールパークにおいては、町に依存した経営体質の脱却を図り、安定した管理運営を努めること。

5、ワイナリー建設に当たり、供給される地元産のブドウ栽培農家の確保、維持に努めること。

6、決定された予算については、余すことなく的確な予算執行に努めること。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

8番。

○8番（成田直人君） ただいま議題となっております平成29年度一般会計予算案について、私は、予算特別委員会の中で、ルールパーク事業でありますあけぼの号の宿泊に関し、過去の経緯を踏まえ、疑義を唱えました。

問題視させていただいたことは、平成28年12月議会において、私の一般質問に対する町長の答弁の中で、目標3,000人に対し2,121人であったと議会という公の場で発言があったわけですが、それから10日もたたない中で目標2,000人に対し2,121人との新聞報道があったことから、事実とは違う報道がされたことについて疑問を持ったということでもあります。

3月7日、予算特別委員会の討論、採決にあわせ、私からは条件つきで賛成の意を申し上げます。内容については、皆さんご承知のとおり、新聞各位において、この宿泊者に関する訂正記事を本日の最終日まで出していただきたいというものでございます。結果からいたしますと、3月7日以降、町当局においてはこの言葉を受けて努力されたことは認められました。よって、このたびの予算案については賛成の意を表したいと思えます。

最後に一言申し上げたいと思えます。町長を初め幹部の皆さん、そして私たち議会、そして報道各位は、事実を忠実に表現し、おのおのの使命に基づいて町政発展に向けた行動を取る必要があるということを改めて再確認いたしたところでもあります。

私からは、以上申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第6号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第7号 平成29年度小坂町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第7号 平成29年度小坂町国民健康保険特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ7億7,515万8,000円と定めている。

歳入の主なものは、保険税9,611万2,000円（予算総額の12.4%）、国庫支出金1億3,060万1,000円（16.8%）、前期高齢者交付金2億6,425万2,000円（34.1%）である。

歳出の主なものは、保険給付費4億6,536万4,000円（60%）、後期高齢者支援金8,131万9,000円（10.5%）、共同事業拠出金1億6,333万1,000円（21.1%）などとなっている。

また、一時借入金の借り入れ最高額は5,000万円となっている。

予算案議決の結果。

本予算案は882世帯を対象とした国民健康保険の実施に必要な経費等を計上したものであり、適正な措置と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありません。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第7号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第8号 平成29年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第8号 平成29年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ8,094万7,000円と定めている。

歳入の主なものは、保険料5,571万8,000円（予算総額の68.8%）、一般会計繰入金2,509万9,000円（31%）である。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金7,991万3,000円（98.7%）である。

予算案議決の結果。

本予算案は後期高齢者医療の実施に必要な経費を計上したものであり、適正な措置と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はなかった。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第8号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第9号 平成29年度小坂町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第9号 平成29年度小坂町介護保険特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

保険事業勘定は予算総額が7億6,384万6,000円で、歳入の主な内容は、介護保険料1億3,003万4,000円（予算総額の17%）、国庫支出金1億9,777万5,000円（25.9%）、支払基金交付金2億1,093万3,000円（27.6%）、一般会計繰入金1億1,047万4,000円（14.5%）である。歳出の主な内容は、総務費1,208万7,000円（1.6%）、保険給付費7億558万4,000

円（92.4%）、地域支援事業費4,403万4,000円（5.8%）などである。

また、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円となっている。

介護サービス事業勘定は予算総額が500万4,000円、歳入の主な内容は、サービス収入244万2,000円（予算総額の48.8%）、一般会計繰入金256万2,000円（51.2%）であり、歳出の主な内容は、総務費65万5,000円（13.1%）、サービス事業費433万9,000円（86.7%）となっている。

また、一時借入金の借り入れの最高額は300万円となっている。

予算案議決の結果。

本予算案は介護サービスが総合的に利用できるように必要な経費を計上したものであり、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はなかった。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第9号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第10号 平成29年度小坂町歯科診療所特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

[予算特別委員長 船水隆一君登壇]

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第10号 平成29年度小坂町歯科診療所特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ6,138万1,000円と定めている。

歳入の主なものは、診療収入4,200万円（予算総額の68.4%）、一般会計繰入金1,731万9,000円（28.2%）、諸収入206万1,000円（3.4%）である。

歳出は、診療所費6,135万4,000円（100%）、公債費2万7,000円（0.0%）となっている。

また、一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円となっている。

予算案議決の結果。

本予算案は歯科診療所を運営するため必要な経費を計上したものと認め、本案は原案のとおり可決すべきと決した次第である。

少数意見の留保はなかった。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第11号 平成29年度小坂町中小企業従業員退職金等
共済事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第11号 平成29年度小坂町中小企業従業員退職金等
共済事業特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ873万8,000円と定めている。

歳入の主なものは、共済掛金収入141万6,000円（予算総額の16.2%）、基金繰入金710万
円（81.3%）、財産運用収入20万6,000円（2.4%）、一般会計繰入金1万5,000円
（0.2%）である。

歳出は、共済事業費873万8,000円（100%）となっている。

予算案議決の結果。

本予算案は町内の中小企業に働く従業員の退職金等についての制度で、中小企業の振興に
寄与する上に必要な経費を計上した予算措置と認め、原案のとおり可決すべきものと決した
次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第11号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第12号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第12号 平成29年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第12号 平成29年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ240万4,000円と定めている。

歳入は、財産運用収入4,000円（予算総額の0.2%）、貸付金収入207万円（86.1%）、基金繰入金33万円（13.7%）である。

歳出は、財産管理費240万4,000円（100%）となっている。

予算案議決の結果。

本予算案は、義務教育終了の小坂町民の子弟で、上級学校に在学し、経済的理由で就学困

難な人に対して奨学資金を貸与するために必要な経費を計上した予算措置と認め、原案のとおり可決すべきと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第12号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第13号 平成29年度小坂町文化基金特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第13号 平成29年度小坂町文化基金特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ100万1,000円と定めている。

歳入は、財産運用収入1,000円（予算総額の0.1%）、基金からの繰入金100万円（99%）となっている。

歳出は、美術品購入費100万円（99.9%）などとなっている。

予算案議決の結果。

本予算案は基金から生ずる収益を美術品購入に充てるための予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第13号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第14号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第14号 平成29年度小坂町下水道事業特別会計予算

を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

[予算特別委員長 船水隆一君登壇]

○**予算特別委員長（船水隆一君）** 議案第14号 平成29年度小坂町下水道事業特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ2億9,830万6,000円と定めている。

歳入の主なものは、分担金及び負担金441万9,000円（予算総額の1.5%）、使用料及び手数料4,437万円（14.9%）、国庫支出金5,000万円（16.8%）、一般会計繰入金1億1,561万6,000円（38.7%）、諸収入50万円（0.2%）、町債8,340万円（27.9%）となっている。

歳出は、米代川流域関連公共下水道建設事業として1億2,223万6,000円（41%）、米代川流域下水道維持管理費と汚泥焼却管理費負担金2,965万9,000円（9.9%）、公債費1億2,814万8,000円（43%）などである。

また、一時借入金の借り入れの最高額は1億円となっている。

予算案議決の結果。

本予算案は下水道事業推進に必要な経費を計上した予算措置と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○**議長（目時重雄君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（目時重雄君）** 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（目時重雄君）** 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第14号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第15号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第15号 平成29年度小坂町小坂財産区特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第15号 平成29年度小坂町小坂財産区特別会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ176万3,000円と定めている。

歳入の主なものは、土地貸付収入165万2,000円（予算総額の93.7%）となっている。

歳出は、財産管理費176万3,000円（100%）である。

予算案議決の結果。

本予算案は財産区事業に必要な経費を計上した予算措置と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第16号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第16号 平成29年度小坂町水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○予算特別委員長（船水隆一君） 議案第16号 平成29年度小坂町水道事業会計予算に関する報告書。

予算案の要旨。

本予算案は、給水戸数2,170戸、年間総給水量50万5,920^m³、1日平均給水量1,386^m³の業務を行うに必要な予算措置をしている。

収益的収入は2億7,247万2,000円で、その主な内容は、営業収益1億3,812万4,000円、営業外収益1億3,433万8,000円などである。

収益的支出は2億6,499万円で、その主な内容は、営業費用2億566万6,000円、営業外費用5,912万4,000円などである。

資本的収入は1億9,622万7,000円で、その主な内容は、企業債1億5,710万円、出資金1,383万8,000円、負担金295万9,000円となっている。

資本的支出は3億3,453万5,000円で、その内容は、建設改良費2億942万3,000円、企業債償還金1億2,511万2,000円となっている。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,830万8,000円は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,544万4,000円、過年度損益勘定留保資金1億2,286万4,000円で補填することに定めている。

予算案議決の結果。

本予算案は水道事業の経営に必要な経費を計上したものであり、原案のとおり可決すべきと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第17号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第17号 平成29年度小坂町下水道事業特別会計への

繰入れについてを議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 船水隆一君登壇〕

○**予算特別委員長（船水隆一君）** 議案第17号 平成29年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについての報告書。

議案の要旨。

一般会計からの繰り入れできる金額を定めるというものであります。

議案可決の理由。

地方公営企業法の適用を受けていない特別会計に一般会計から基準外の繰り入れをする場合には、地方財政法第6条の規定により議会の議決を必要とするものであり、本案は原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

少数意見の留保はありません。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○**議長（目時重雄君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（目時重雄君）** 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（目時重雄君）** 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（目時重雄君）** ご異議はないものと認めます。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第21号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第21号 小坂町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 議案第21号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての報告書。議案の要旨。

国の規則等の改正に伴い条文を改めようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、介護保険法及び関係政省令の一部改正に伴い、町指定の地域密着型介護サービス関連の基準について所要の改正を行うものであり、本案は妥当なものであります。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第22号 小坂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 議案第22号 小坂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

道路法施行令の一部改正により、あわせて関係条例の一部を改正するというものであります。

議案可決の理由であります。

本議案は国の法令改正に伴い関係条例の一部を改正するものであり、本案は妥当なものであります。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第23号 小坂町消防団員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 議案第23号 小坂町消防団員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

国の法律改正に伴い条文を改めようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、消防組織法の改正により、その整合を図るため条文を改正するものであり、本案は妥当なものであります。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第24号 小坂町消防団員の定員並びに任免に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 議案第24号 小坂町消防団員の定員並びに任免に関する条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

国の法律改正に伴い条文を改めようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、消防組織法の改正により、その整合を図るため条文を改正するものであり、本案は妥当なものであります。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第24号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第25号 小坂町高額療養費貸付基金条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 議案第25号 小坂町高額療養費貸付基金条例を廃止する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

利用実績がない状況から、条例を廃止しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、高額療養費が現物支給化された制度改正に伴い、平成20年4月以降利用実績がなく、今後も見込めないことから条例を廃止しようとするものであり、本案は妥当なものです。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第25号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第26号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第26号 小坂町民宿施設整備資金融資斡旋に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 議案第26号 小坂町民宿施設整備資金融資斡旋に関する

る条例を廃止する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

この制度は小坂町が独自に実施していたものであるが、平成6年を最後に利用者はいなく、役割は終わったとの認識から、条例を廃止しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、利用対象となる旅館・民宿と意見交換を行ったところ、関係者からは異議等もなかったことから、制度の役割は終わったと判断したとのことであり、本案は妥当なものであります。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は委員長の報告どおり可決されました。

◎議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第28号 指定管理者の指定についてを議題といたし

ます。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 議案第28号 指定管理者の指定についての報告書。

議案の要旨。

小坂鉦山事務所の指定管理を小坂まちづくり株式会社に委ねようとするものであります。

議案可決の理由であります。

本議案は、小坂まちづくり株式会社の着実な経営により小坂鉦山事務所の管理運営は安定しており、今後5年間の提案内容も基準を満たしていることから、指定管理者選定委員会において候補者に選定することに決したとのことであります。本案は妥当なものであります。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は委員長の報告どおり可決されました。

◎議案第29号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第21、議案第29号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。
委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 議案第29号 指定管理者の指定についての報告書。

議案の要旨。

小坂町「天使館」の指定管理を小坂まちづくり株式会社に委ねようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、小坂まちづくり株式会社の着実な経営により小坂町「天使館」の管理運営は安定しており、今後5年間の提案内容も基準を満たしていることから、指定管理者選定委員会において候補者に選定することを決定したとのことであり、本案は妥当なものであります。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、議案第30号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 議案第30号 指定管理者の指定についての報告書。

議案の要旨。

小坂鉄道レールパークの指定管理者として小坂まちづくり株式会社を指定したいとするものであります。

議案可決の理由であります。

本議案は、指定管理者選定委員会において、康楽館、小坂鉱山事務所、小坂町「天使館」の指定管理の実績があり、小坂まちづくり株式会社を小坂鉄道レールパークの指定管理者の候補者に選定することに決したとのことであります。本案は妥当なものであります。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） 私は、この議案につきましては、反対の立場で討論させていただ

きます。

いずれ、このテーマパークにつきましては、いつの時点かでは指定管理をしていかなければいけないと、私自身もそういう認識はしておりますけれども、まだ始めて軌道に乗ったという状況ではないというふうに思いますし、さらに今後のレールの維持・補修等々を考えますと、これはある程度、町の責任で数年運営すべき方向ではないかというふうに考えます。町としては早く指定管理にしたいという方向だと思うのですが、私はここやはりもう二、三年は町の責任で実施していくのが妥当ではないかというふうに考えますところから、私はこの件につきましては反対という意思表示をさせていただきます。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第30号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第23、議案第31号 平成28年度小坂町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） それでは、皆さんお考えの間に私から2点質問させていただきます。

まず歳入ですけれども、13ページ、16款1項2目指定寄附金の環境保全協力金が140万円

減額されておりますが、これの主な理由、それから最終的な搬入量の見込み等、わかっておりますらお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（成田祥夫君） 環境保全協力金についてでありますけれども、当初予算においては年間6万tの搬入を見込んでおりました。3,000万円を計上しておりました。実績で5万7,199tの搬入でありましたから、単価1t当たり500円ということで、140万1,000円を減額したものであります。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） ありがとうございます。

それから、次に、直接この補正予算にはかかわりがないわけですが、町長が何か大館鳳鳴高校の卒業ということで、OB会ですか同窓会ですか、小坂支部の会長さんもやられていて、小坂会場で何か会を持っているというふうなことの受付を役場に受付場所を設定したというふうな、一部でそういう意見がありますが、これは事実でしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 事務局がまず役場の職員がやっておりますので、もしそうであれば本当に逆に町民の方に公私混同というようなことであると思ひますので、十分注意させたいと思ひます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） やはりこれは直接役場業務にはかかわりのないことだと思ひわけですので、いろんなところの人から批判されるというふうなことは厳に慎むべきだというふうに思ひます。管理監督されている立場である町長ですから、今後そのようなことのないように厳重に注意していただきたいと思ひます。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 1点教えてください。

歳出の一般管理費、地方公共団体情報システム機構負担金の状況ですが、今現在でマイナンバーの個人カード、この発行状況はどれぐらいになっておりますか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） 正確な数をこちらのほうではまだ、ちょっと資料手元にございませんが、約300枚ほど発行していると思ひます。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） マイナンバーの問題が出ていろいろまだ、国の方向として取り組んだ中で大騒ぎしてお金をかけた割には町民から理解されていない、全町民にいまだかつて300人程度ということは。この問題についてどういうふうに捉えているのか。国がやった制度だから粛々とそれを進めるということだけでいいのかどうなのか、マイナンバー制度の問題等がどういうふうに現時点で捉えているか、ご意見があればお聞かせ願いたい。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） マイナンバーカードの発行につきましては、マイナンバーカードが身分証として使用できるという機能がございます。そういった部分について、必要な方、また身分証としての機能が不要でない方、それぞれ理由があると思います。しかしながら、マイナンバー通知カードで代用できる、またマイナンバーを確認できる書類があればそれで事が足りるという部分もございますので、必ずしもマイナンバーカードの発行とマイナンバーの制度の運用という部分はイコールではないというふうな認識ではございます。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 確定申告、15日まで行われるわけですが、このときにこのマイナンバーを書かなければいけないとかいうようなことがあって、これを拒否したら、それは書かなくていいというふうに言われたとか、そういう混乱もあるようであります、実際は。この確定申告の状況の中で、このマイナンバーにかかわるトラブルというのは当町ではなかったですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（細越浩美君） マイナンバーの記載に関する確定申告時のトラブルというのは、報告は上がってきておりません。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第24、議案第32号 平成28年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第25、議案第33号 平成28年度小坂町介護保険特別会計補正予

算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第26、議案第34号 平成28年度小坂町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第27、議案第35号 平成28年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第28、議案第36号 平成28年度小坂町文化基金特別会計補正予

算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第29、議案第37号 平成28年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第30、議案第38号 平成28年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第31、議案第39号 平成28年度小坂町水道事業会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第32、議案第40号 古館駐車場整備工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第40号 古館駐車場整備工事の請負契約締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本工事は、明治百年通りにぎわい創りプロジェクト事業の全ての事業の締めくくりとして行う工事であります。古館地内の農事試験場に整備するもので、駐車台数は普通車80台、大型車6台が駐車できる規模となっております。関連する工事といたしまして、線路をわたり

明治百年通り側に通り抜けできる古館駐車場連絡路整備工事もあわせて整備いたしますので、観光客の利便向上につながるほか、隣接する中央公園とも接続いたしますので、野球場、陸上競技場などの各スポーツ施設利用者も駐車しやすいことから、交流センターセパームの駐車場不足にも寄与するものと期待しております。

去る2月27日に4業者による指名競争入札を実施いたしましたところ、小坂建設株式会社が消費税込みで5,270万4,000円で落札いたしました。本契約の予定価格が5,000万円以上となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（日時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） それでは、私のほうから古館駐車場整備工事の詳細説明を申し上げます。

議案審議の参考の1ページをお開きください。

入札は町内外の一般土木A級4業者によって2月27日に実施され、翌28日付で小坂建設と仮契約を締結しております。

ちなみに、そのほかの3業者の入札価格であります。いずれも消費税込みで、株式会社タナックスが5,292万円、株式会社石川組が5,319万円、株式会社柳沢建設が5,330万8,800円です。

なお、発注時期が年度末になったのは、駐車場の位置が当初の予定でありました尾樽部地区から古館地内の農事試験場に建設地が変更になったことから、用地と支障物件移転交渉に不測の時間を要したためであります。

工事の概要であります。舗装面積が車道部4,330㎡、歩道面積460㎡の合わせて4,790㎡を施工し、駐車台数は普通車80台、うち身障者用2台、大型車6台が駐車できる規模となっております。また通路は2車線の6m幅を確保しており、駐車枠につきましては、幅・長さを通常より広目に取り、駐車しやすくする配慮をしております。また照明灯を4基設置し、夜間も利用しやすくしております。

古館駐車場連絡路整備工事もあわせて発注しましたが、線路をわたり明治百年通り側に通り抜けできるこの連絡路は、これまでアカシアまつりに仮設で設置していた位置に整備するもので、歩行者用通路や身障者用スロープも設置し、バリアフリーに努めております。工期

は、繰越明許を許可いただき、9月末には完成させたいと考えておりますが、できるだけ早く供用開始できるよう施工業者と協議してまいります。

また、古館駐車場連絡路整備工事は、アカシアまつりまでには完成させる予定であります。

以上、まことに簡単ではありますが、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番。

○7番（小笠原正見君） 議案第40号に関しては、私は賛成ですけれども、ただ、この図面を見る限り、どうしても納得いかないのが、みんなに関連あるトイレの問題です。やっぱり近くにトイレがあるから、それは小坂の町部の人だけであって、わかるのは。やっぱり観光客の人方はどこにトイレがあるかわからない。この駐車場の中につくれとは言いませんけれども、何とかトイレというのをつくってほしい、今回の案件とは別にしても。もろもろあるだろうから。トイレというのをもっと大事に考えてほしいなと思って。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第33、議案第41号 小坂鉄道レールパーク設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第41号 小坂鉄道レールパーク設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正案は、現在設置している使用料のうち施設使用料及び宿泊料を改め、ディーゼル機関車乗車、ブルートレインあけぼのの乗車、エボルタ電車乗車、ディーゼル機関車連結の各体験料を新規に加えるものであります。お客様の声をもとに新たに体験メニューを追加するとともに、使用料の一部について見直しを図り、体験メニューの利用者増を目指していきたいと考えております。

なお、宿泊料の改正については、お客様や旅行会社等への周知を図る関係から、平成30年度からの適用と考えております。

小坂鉄道レールパークについては、本年4月から指定管理を予定していることから、指定管理者が使用料の上限の範囲内でさまざまな体験型観光を可能にするものであり、新たな体験メニューの開発により、今まで以上に集客に結びつくものと考えております。

オープンしてまだ3年の観光施設であり、宣伝が不足していると思いますので、町といたしましても、明治百年通りエリアと十和田湖をあわせて観光PRして、さらに利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては観光産業課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君） それでは、私から小坂鉄道レールパーク設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案審議の参考の2ページからになります。

別表中、9の施設使用料の2段B寝台1両を時間貸しで使用する料金につきまして、これまで1時間当たり1,000円としておりましたが、1両で最大45名まで利用できることもあり、

団体利用を考慮して利用料金を6,000円に改正するものでございます。

次の11のディーゼル機関車乗車体験料から14のディーゼル機関車連結体験料までは新規の体験メニューです。

11のディーゼル機関車乗車体験は、レールパーク職員がディーゼル機関車を運転する際に運転室に同乗し、運転室からの景色、振動等、運転した気分を味わっていただくものでございます。

12のブルートレインあけぼの乗車体験は、あけぼの宿泊利用者でない方の体験メニューで、朝夕のホーム入れかえ時にあけぼのに乗車して、動くあけぼの号を味わっていただくものでございます。

13のエボルタ電車乗車体験は、小中学生限定の体験メニューです。エボルタ電車は、皆様ご存じのように、段ボールを使った構造の関係もあり、イベント等の随時利用となると思いますが、体験メニューを設けるものでございます。

14のディーゼル機関車連結体験は、ディーゼル機関車と他の車両との連結作業を体験するものですが、ディーゼル機関車運転体験・運転士への道コースの重連運転を終了された方で、さらに連結体験を希望される方の体験メニューを追加いたしました。

10の宿泊料は、あけぼのの宿泊料ですが、A個室は2人まで利用可能となっておりますが、1人利用でも1個室の利用となりますので、料金表示を人数表示から部屋表示にすること、また利用者の方から、A個室とB個室の料金差が小さく、A個室の料金をもう少し上げてもいいのではないかとのご感想もいただいていたことから、1部屋利用料金表示に切りかえ、A個室料金を消費税込みで5,940円、B個室料金を消費税込みで3,780円に見直させていただくものでございます。これまでより少し高くなりますが、ご利用のお客様へのサービスの向上を図り、満足していただけるよう努めてまいりますので、ご理解願いたいと思っております。

小坂レールパーク事業は新年度から新しい経営の予定としておりますが、今後ともお客様の声を大事にし、新たな体験メニューのご要望が出てきた際には、できる限りお客様の声にお応えできるよう経営改善を図ってまいりますので、ご指導方よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

ただいまより昼食休憩を取ります。再開は午後1時とします。よろしくお願ひします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 休憩前に引き続いて本会議を再開いたします。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第34、陳情第1号 地域別最低賃金の引きあげと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情についての報告を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 陳情第1号 地域別最低賃金の引きあげと全国一律最賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める陳情書についての報告書。

陳情の要旨。

中小企業の支援と最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効であると考えられることから、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由であります。

東京と秋田の時給差額は216円まで広がり、その結果、労働力の流出を招き、高齢化と地域経済が疲弊している要因となっている。地域でも最低限の生活ができるようにすることが国の責任だと思えます。よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第1号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第35、意見書案第1号 地域別最低賃金の引きあげと全国一律最低賃制の実現、中小企業支援の拡充を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第1号の採択によって国に意見書を提出しようとするものであります。よって、本意見書案につきましては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の委員長報告、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第36、報告第1号 類似町村の町民福祉に関する事務の調査についてを議題といたします。

本件に関し、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 船水隆一君登壇〕

○総務福祉常任委員長（船水隆一君） 総務福祉常任委員会の事務調査について報告いたします。

去る平成28年11月9日から11日までの2泊3日での事務調査でありました。

場所といたしましては、長崎県の佐々町、ここは地域包括センターの活動についてということでの単独の調査であります。また、東彼杵町では、産業教育常任委員長との合同の調査ということでもございました。委員が4名で勉強させていただいてきています。

それでは、調査内容といたしまして、主な施策の取り組みということでもございます。

生きがい教室、運動個別教室、それからはつらつ塾、おとこ料理クラブ、カントリークラブ等々、いろんな施策をしているように見てきました。包括に関してはすごい先進地だなという印象を持ってまいりました。平成23年から町内会長会、民生児童委員協議会や老人クラブ連合会等と連携し、高齢者見守りネットワーク情報交換会を立ち上げ、高齢者支援に関する情報交換会を定例で行い、支援体制の強化も図っているということでございました。

所感といたしましては、地方であればあるほど、高齢男性の介護予防の認識は低いと思われる。そのような状況の中で、佐々町では、お年寄りや町民に何らかの役割分担することにより、行政から頼られているという責任感が生まれ、積極的に行事に参加するようになったとのことでありました。先進地で得た示唆や実例をさらに精査し、町の福祉向上を図るための具体的な施策を練り上げ、その実現へ向けて提案していきたいと考えているところであります。

また、東彼杵町では、空き家バンクへの取り組みということでございました。

所感といたしまして、東彼杵町では昭和60年から平成27年までの30年間で2,065人、20%の人口が減っていると。危機感を抱いた町長が取り組んだのが全町に点在している空き家の利活用であり、強力なリーダーシップで施策に取り組んでいることが、直接話を聞くことによって、ひしひしと感じられました。幾多の方策はあると思うが、貴重な示唆を与えていただいたものと受けとめ、今後の活動の参考として役立てたいと考えているということでございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第1号は終了いたしました。

◎報告第2号の委員長報告、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第37、報告第2号 類似町村の産業・観光振興に関する事務の調査についてを議題といたします。

本件に関し、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 栗山忠三君登壇〕

○産業教育常任委員長（栗山忠三君） 報告第2号、これより産業教育常任委員会事務調査報告を申し上げます。

調査事項であります。

観光振興について、農業振興（6次産業）について、空き家バンク事業について。

調査場所。

長崎県雲仙市、長崎県東彼杵町。

調査の目的とするところ。

類似市町村の産業教育に関する調査を実施して、当町議会活動の一助とする。

調査期間は、平成28年11月9日から11月11日の3日間でありました。

初めに、雲仙市での所感であります。

伝統野菜を絶やしたくないとする一途から、手間暇はかかるが、農薬を使わない昔ながらの農法により世界に認められる商品ができたことに感銘を受け、当町のブドウに対する評価は高いと感じているが、こぶ高菜のように世界に認められるまでにはハードルは高いと思いますが、ワイナリー完成を考えると、6次産業への新たな起爆剤として誘発できるよう提言を図っていきたいと思っています。

続いて、東彼杵町の所感であります。

交通アクセスの面では、小坂町も東彼杵町と同様、条件的には恵まれており、この地の利を生かした施策が必要と考える。移住・定住対策はどこの自治体でも行われており、特徴ある施策を行うには、市長はもとより、職員も議員も同じ方向を向かないと叶わないものと感じた。民間企業に求められる結果重視は、行政においても同じだと考える。この事務調査で感じたものは、当事者の心意気、熱意があり、粘り強く取り組んでいくという姿勢だった。先進地で得た示唆や実例をさらに精査し、今後その実現に向け提案を図っていきたいと考えています。

以上、報告を終わります。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第2号は終了いたしました。

◎報告第3号の委員長報告、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第38、報告第3号 類似町村の議会運営に関する事務の調査についてを議題といたします。

本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長。

〔議会運営副委員長 熊谷 聰君登壇〕

○議会運営副委員長（熊谷 聰君） 議会運営委員会事務調査報告書。

調査事項。

議会活性化委員会等、議会の活性化に係る議会組織の設置について。

場所、北海道江差町。

調査の目的とするところ。

類似町村の議会運営に関する調査を実施して、当町議会活動の一助としたい。

調査期間、平成28年10月18日、19日。

調査内容。

町の概要、町の歴史、人口等、江差町議会の改革の歩み、議会議員の報酬と費用弁償のあり方について協議、より住民に近い議会を目指して、わかりやすい議論を目指して、議員同士の議論、町民との意見交換の場所の必要性、執行機関からの反問権、町民と議会との対話集会。

所感。

町民に開かれた議会はどうあるべきか、町民の民意に応える議会をどうつくれるかという点について研修してきましたが、平成24年9月に地方自治法の一部改正が行われ、通年議会の選択制、公聴会、参考人の招致等、議会における住民参画の機会の拡大について改正されており、江差町議会も特別委員会を設置し、議会運営についてはこれまでも議会活性化対策に関する事務の調査を経るなど幾度となく議論を重ね、議員は町民の代表である民意を把握してそれぞれの意思で政策の提言や監視することで、総じて議会の機能が発揮され、町民の

活性化へつながっていくものと結論づけられ、このたびの事務調査のテーマの本質と考え、議会改革の先進例として貴重な示しを与えていただいたものと受けとめ、今後の当町議会改革の具体的課題での参考として役立てたいと考えております。

以上、報告です。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第3号は終了いたしました。

◎報告第4号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第39、報告第4号 議員派遣の件の報告についてを議題といたします。

この件につきましては、お手元に配付されておりますとおり議員を派遣したので、これを報告いたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件の報告についてのとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議員派遣の件の報告については終結いたします。

◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第40、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

両委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

以上をもちまして本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（目時重雄君） 町長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。町長。

○町長（細越 満君） ただいま議長からの発言の許可をいただきましたので、皆さんの前でお礼の挨拶をさせていただきたいと思っております。

私の任期が来月の11日までとなっております。つきまして、本日の議会が任期最後の議会となると思われまますので、一言お礼の挨拶をさせていただきます。

私は平成25年4月から町長の2期目の任につき、議員各位、職員、そして町民の皆様などから多くのご助言、ご指導をいただきながら、4年の間、町民目線の方針のもと、誠心誠意、町政の発展に努めてまいりました。その中で多々説明不足やいろいろありまして、議員の皆さんには大変ご心配をかけた分も多々ありました。今後は、これまでの経験を生かし、町政の発展に努めてまいります。住民の生活の安心・安定に結びつく町政に取り組む、また元気なまちづくりに取り組んでいきたいものと考えております。議員各位のこれまでのご厚情に対し感謝を申し上げまして、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

◎議会事務局長挨拶

○議長（目時重雄君） ここで皆さんにお諮りいたします。

長年、町職員として勤務され、この月末で退職される管理職がおります。これまで議会の

対応してまいりました管理職においては、本定例会が最後となります。よって、議長において職員の挨拶の機会をつくりたいと思いますが、ご賛同くださいますようお願いいたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ありがとうございます。

ご異議がないようですので、そういたします。挨拶を受けます。

議会事務局長、・鉄哉君。

○議会事務局長（・鉄哉君） 本日、議会本会議の場で挨拶いただける栄を賜りまして、まことにありがとうございます。

奉職して42年、ここまで来られたのも、町民の皆様、職場の同僚、先輩諸氏に支えられての賜物だと心より感謝申し上げるものでございます。

42年間の9割は建設関係の仕事をさせていただきました。道路をつくり、橋をかけ、微力ではありますが、小坂町のインフラ整備に貢献できたものではないかと感じております。また、役場庁舎移転に伴う中学校改修工事には最初から携わることができ、今後何十年と小坂町の顔となる建物をつくり上げることができたことは、私の一生涯の思い出になるものと感じております。

そして、最後の1年は議会事務局に勤務させていただきました。行政のチェック機関である議会の本来果たす役割の大きさを改めて知り、外側から見るのとは大きく違うことを認識しました。このような自分でも、議員の皆様にご辛抱強く見守っていただいたことにより、大過なく業務を全うすることができたものと感謝いたしております。

4月からは小坂を離れますが、これからもお世話になった小坂町の応援団の一人として過ごしていきたいと思っております。

結びとなりますが、これからの小坂町のますますの発展と皆様のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。お世話になりました。まことにありがとうございます。（拍手）

○議長（目時重雄君） ・局長には、長い間、大変ご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） それでは、これをもって平成29年第2回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 1時26分